

所定疾患施設療養費 算定状況

令和3年度

・月別人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	16	17	18	14	18	19	23	16	18	14	14	20	207
日数	90	97	102	85	125	135	170	118	128	103	104	121	1,378

・内訳

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数			1	1		4	5	2			1	1	15
	日数			7	4		22	22	14			7	7	83
尿路感染症	人数	11	15	12	12	18	15	17	14	16	12	13	19	174
	日数	66	83	66	76	125	113	138	104	122	86	97	114	1190
帯状疱疹	人数			2						1				3
	日数			11						5				16
蜂窩織炎	人数	5	2	3	1			1		1	2			15
	日数	24	14	18	5			10		1	17			89

所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1日につき480単位・同一入所者について1月に1回、連続する10日を限度)

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者は次のとおりである。(イ・ハについては検査(画像・血液検査)を実施した場合に限る)
 - イ. 肺炎
 - ロ. 尿路感染症
 - ハ. 帯状疱疹(抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - ニ. 蜂窩織炎
- ・算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
- ・医師が感染症対策に関する内容の研修を受講している。

(所定疾患施設療養費の算定開始後は、治療の実施状況について介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の算定状況を報告する)

(所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと)